

# 家賃支援給付金・持続化給付金の受給について

## 〈家賃支援給付金〉

本件は既に組合事務局から各位に関係資料をお送りし、ご案内していますが、あらためて「家賃支援給付金」についてご紹介します。

この公的支援策は、新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として実施されるものです。私たち刀剣商も例外ではなく、厳しい運営を迫られています。テナントを賃借されている組合員には、ぜひとも活用していただきたい制度です。

給付対象となる条件は以下の通りで、3条件全てを満たす必要があります。

- ①資本金が10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者のいずれかであること。
- ②5～12月の間で、いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少しているか、連続する3カ月の売上合計が前年同期比で30%以上減少していること。
- ③自らの事業のために占有している土地・建物の賃料を支払っていること。

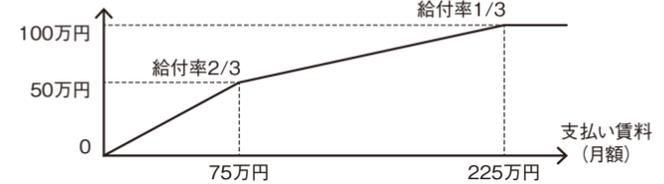
条件に当てはまれば、法人で最大600万円、個人事業者で最大300万円の給付を受けることができます。

給付額は、申請時の直近1カ月の賃料に基づいて、月額給付額を計算し、その6カ月分が一括で給付されます。月額給付額の算定方法は少しややこしく、賃料が75万円(個人37.5万円)以下の分については3分の2、75万円(個人37.5万円)を超える分については3分の1が月額給付額になり、上限は月額100万円(個人50万円)です。

例えば、個人で月額30万円の賃料を支払っている場合は、30万円×2/3=20万円が月額給付額となり、6カ月分の120万円が給付されます。個人で月額45万円の家賃を支払っている場合、37.5万円を超える部分は3分の1ですから、37.5万円×2/3+(45万円-37.5万円)×1/3=27.5万円が月額給付額となり、6カ月分の165万円が給付されます。

	支払賃料等(月額)	給付額(月額、6か月分が一括支給)
法人	75万円以下	賃料×給付率2/3
	75万円超	75万円以下の賃料分の給付金(50万円) +賃料のうち75万円を超える金額×給付率1/3 ※ただし、100万円(月額)が上限
個人 事業主	37.5万円以下	賃料×給付率2/3
	37.5万円超	37.5万円以下の賃料分の給付金(25万円) +賃料のうち37.5万円を超える金額×給付率1/3 ※ただし、50万円(月額)が上限

給付額(月額): 法人の場合



なお、申請に必要な書類は次の通りです。

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等)
- ②申請時の直近3カ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書等)
- ③本人確認書類(運転免許証等)
- ④売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等)

2021年1月15日までの間、いつでも申請できますので、該当される方は忘れずに申請してください。家賃支援給付金についてのご相談は、コールセンター☎0120-653-930(毎日8:30～19:00)まで。

みんなで力を合わせてコロナ渦を乗り越えていきましょう。今後とも有益な情報はお知らせしてまいります。(生野 正)

## 〈持続化給付金〉

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

### 【給付額】

法人は200万円、個人事業者は100万円  
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

### ■売上減少分の計算方法

$$\text{前年の総売上(事業収入)} - (\text{前年同月比} \blacktriangle 50\% \text{月の売上} \times 12 \text{ヶ月})$$

### 【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
  - ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
  - ③法人の場合は、  
(I) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、  
(II) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。
- ※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。詳細は、以下のHPをご覧ください。

### 【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP  
<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

### 【申請要領・よくあるお問い合わせ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP(持続化給付金)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

### 【お問い合わせ先】

持続化給付金事業コールセンター

直通番号: 0120-115-570

IP電話専用回線: 03-6831-0613

受付時間: 8:30～19:00

※8月(毎日)、9～12月(土・祝日を除く)

NEWS, TOPICS, INFORMATION, OPINION & EDITORIAL



2020.9.15

No.55

発行人 深海 信彦  
発行所 全国刀剣商業協同組合 編集委員会  
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-18-10  
新宿スカイプラザ1302  
TEL:03(3205)0601 FAX:03(3205)0089  
<http://www.zentoshu.com/>

第55号編集担当 赤荻 稔 飯田 慶雄  
伊波 賢一 大平 岳子 大平 将広 嶋田 伸夫  
清水 儀孝 生野 正 瀬下 明 土子 民夫  
綱取 謙一 土肥 富康 服部 暁治 深海 信彦  
松本 義行 冥賀 吉也 持田 具宏

## 「大刀剣市」の開催中止について

全国刀剣商業協同組合は六月十七日の理事会において、本年十一月一～三日に開催を予定していた「大刀剣市」の中止を決定したことを、あらためてお知らせします。

新型コロナウイルスの感染が世界的パンデミックで拡大している状況下で、いかにしたら安全・安心に開催できるか、長く議論してまいりましたが、国の緊急事態宣言や東京都の休業要請、会場となる東京美術倶楽部の感染対策の徹底など、厳しい環境と不透明な見通しを併せ検討した結果、ご来場のお客さまや関係者を第一に考慮し、このような結論に至りました。

理事会における主な論点は次の通りです。

①開催日の十一月一日時点で感染は収束しているか。

②出店者を募れるか。

③国内外から来場者を見込めるか。

④出品の撮影、カタログ制作、広報活動、会場設営などが円滑に進められるか。

⑤会場では三密を避け、ソーシャルディスタンスを守れるか。

大刀剣市は既に三十三回を重ね、毎回、国内はもとより世界中の刀剣愛好者三千名以上の方々にご来場いただけてきました。楽しみにされていた皆さまにおかれましては、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

実行委員会一同、この事態の一日も早い収束を願い、来年以後、多くの皆さまが笑顔で楽しんでいただけることを目指して取り組んでまいります。今後とも変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

銀座日本刀ミュージアム  
**泰文堂**  
〒104-0061 東京都中央区銀座6-7-16  
岩月ビル2階  
株銀座泰文堂 代表 川島 貴敏  
TEL 03-3289-1366  
FAX 03-3289-1367  
<http://www.taibundo.com>

**刀剣 高吉**  
古名刀から現代刀、御刀のことならお任せください!  
連絡先 090-8845-2222  
代表者 高島 吉童  
東京都北区滝野川7-16-6  
TEL 03-5394-1118  
FAX 03-5394-1116  
[www.premi.co.jp](http://www.premi.co.jp)

刀剣・書画・骨董  
**和敬堂**  
土肥豊久・土肥富康  
〒940-0088 新潟県長岡市柏町1-2-16  
TEL 0258-33-8510  
FAX 0258-33-8511  
<http://wakeidou.com/>

刀剣古美術  
三峯美術店  
**町田 久雄**  
埼玉県秩父市野坂町一十六六一  
西武秩父駅連絡通路町久ビル内  
TEL 0494-113130  
FAX 0494-113067

大阪刀剣会  
**吉井 唯夫**  
美術刀剣、小道具、武具類の  
売買、加工及び御相談承ります  
大阪市中央区日本橋二丁目一  
TEL 06-6631-1211  
FAX 06-6644-5464

# 刀 剣 界

## 組合買い取り品の取り扱いについて

当組合の活動の中で、あまり知られていませんが、一般の方々からの刀剣・刀装具の買い取りがあります。当人の直接依頼のほか、登録事務を行う都道府県教育委員会や公益財団法人日本美術刀剣保存協会などのご紹介によって拝見する機会もあります。

この活動は組織的には経済委員会評価査定部の担当になります。多くは特定の熱心な役員に集

中して、その方々のボランティアに依存して過大な負担をおかけしているのが実情です。そんなわけで、小生もたまにはお手伝いします。

刀剣・刀装具の買い取り品は従来、名刀・名品から一点千円の鐔まで、毎月十七日に行われる組合交換会の競売品として出品されてきました。

相次ぎ、組合の財務にも一段と厳しさが増してきました。そこで買い取り品にも保存・特別保存といった格付けを行って、競売に出品することになりました。時には研ぎ・鞆・鍔などの諸工を施す場合もあるでしょう。

以前から理事会でたびたび検討課題になっていましたが、このような結論に至りました。もっとも組合員の皆さまにとっては、安心して買える品物が増えることとなります。

(持田員宏)

## 令和元年度 組合査定・買い入れ状況

日付	担当者	形態	種別・点数
4月6日	服部・清水	出張買い入れ	刀 6振
4月12日	清水・嶋田	出張査定	刀 多数
4月18日	服部・清水	出張査定	刀・槍・火縄銃 16点
4月25日	服部・清水	買い入れ	刀 2振
5月14日	服部・清水	買い入れ	刀 8振
5月24日	清水・嶋田	買い入れ	刀 3振 査定 3振
5月28日	清水・嶋田	出張査定	刀他 10点(横浜地裁)
6月8日	服部・清水	出張買い入れ	刀 8振
6月14日	服部・清水	買い入れ	刀 1振
7月2日	清水・嶋田	出張査定	刀 多数(日刀保)
7月18日	服部・清水	査定	刀 1振
7月22日	服部・清水	査定	刀 10振
7月26日	服部・清水	査定	刀 1振
9月2日	服部・清水	買い入れ	刀 3振
9月18日	清水・嶋田	出張査定	刀 6振
9月25日	服部・清水	買い入れ	刀 1振 査定 刀 4振
11月1日	理事全員	買い入れ	大刀剣市 刀 5振・刀装具 6点
11月2日	理事全員	買い入れ	大刀剣市 刀 槍 4振
11月3日	理事全員	買い入れ	大刀剣市 刀 2振(3日間査定55点)
11月19日	清水・嶋田	出張査定	(東京国立博物館)
11月21日	服部・清水	買い入れ	刀 1振 査定 刀 3振
1月10日	服部・清水	査定	刀 2振
1月28日	服部・清水	買い入れ	刀 1振
2月10日	服部・清水	買い入れ	刀 5振
3月9日	服部・清水	査定	刀 5振・鐔 多数

## 組合こよみ(令和2年5~8月)

- 5月1日 紙面総会開催通知を組合員に送付
- 25日 清水専務理事・嶋田常務理事立ち会いの下に紙面総会回答書を集計、第1~第7議案の全て承認可決
- 6月1日 東京美術倶楽部の「新型コロナウイルス・ガイドライン等対策会議」に出席
- 1日 紙面総会開催報告書を組合員に送付
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加44名、出来高8,722,000円
- 17日 東京美術倶楽部において第2回理事会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・佐藤理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・大西監事
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第54号編集委員会を開催(初校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・佐藤理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・土子氏
- 19日 令和2年度「大刀剣市」開催の可否についての文書を組合員に送付
- 22日 神奈川県警より盗品手配書の配布依頼あり
- 30日 深海理事長と清水専務理事が警察庁を訪問
- 7月9日 評価査定のため深海理事長と飯田理事が日刀保を訪問
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加33名、出来高6,166,000円
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第55号編集委員会を開催(企画)。出席者、深海理事長・服部副理事長・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・土子氏
- 21日 信和会政経セミナーに深海理事長と清水専務理事が出席
- 31日 笠間警察署員が刀剣査定依頼に来所
- 8月4日 銀座長州屋において『全刀商』第29号編集委員会を開催。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・土子氏
- 27日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加41名、出来高10,857,500円
- 27日 東京美術倶楽部において「刀剣評価鑑定士」第3回認定試験を実施
- 27日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第55号編集委員会を開催(初校)。出席者、深海理事長・伊波副理事長・服部副理事長・清水専務理事・嶋田常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・佐藤理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・土子氏

## 警察庁を訪問し担当部署と懇談

去る六月三十日、深海理事長と警察庁生活安全局を訪問しました。主な目的は総会終了に関する法的手続き書類の提出で、これは毎年必ず行わなければならない年中行事の一つです。

時節柄、今回は郵送でもよろしい、ということでしたが、深海理事長は次の二つの理由から訪問することとしたものです。

一つは、今回、創立以来初めての書面総会であったこと、今一つは、警察庁の担当部署との面談の機会がごく限られていることです。この二点を踏まえ、この機会を逸することなく、むしろ意見を交換の場にした、との思いで訪問した次第です。

当日は生活安全企画課の高見昌志警部のほか、新たに同課の課長

## 靖国刀の誕生と軌跡

歴史 探訪

今年には終戦から七十五年の節目の年です。そこで、八月十八日に靖国神社を参拝し、併せて、境内の奥に今も残る靖国刀の鍛錬場跡を訪れました。

廃刀令以降、本職の刀を打てず、農具や刃物などの製作で食いつなぐ有様で、また刀匠の高齢化により作刀技術の伝承さえ困難になっていた時代です。

（勅）日本刀鍛錬会の鍛錬場が当時のまま保存されていることを、最近まで筆者は知りませんでした。現在、外観は当時のままですが、昭和六十二年に内部は茶室「行雲亭」に改装されています。

日本刀の素材となる和鉄を生産するたたらは、大正期に経済上の理由から廃業に追い込まれ、良質な玉鋼はわずかな量しか残っていませんでした。そこで島根県に復興させたのが「靖国たたら」です。現在その技術は(公財)日本美術刀剣保存協会の「日刀保たたら」として継承され、現代刀の発展に大きく寄与しています。

周囲には木々が生い茂り、建物の全体を見渡すことはできませんが、当時の写真からは横に長く作られた和風建築のように見えます。木造造りの玄関、事務室、来賓室と、鉄筋コンクリート造りからなる五方所の鍛錬場と休憩所が一棟となり、二階部分には研ぎ場と鞆室が完備されていたとのこと

靖国刀は機械を一切使用せず、横座の指揮で先手二名が大槌を振る古式の鍛錬法により、終戦までの十二年間に八千百振を世に送り出しました。国家を動かし、これらの偉業を達成した当時の刀剣を愛する重鎮の方々のエネルギーは凄いのものです。

昭和七年に国家主導で発足した日本刀鍛錬会により、鍛錬場は翌年に靖国神社境内に開設されました。その主な目的は陸海軍将校、同相当官の軍刀の整備でしたが、その動向は鍛刀技術の継承にも大きく貢献しました。多くの刀匠は

昭和八年にはもう一つ、日本刀の荒廃を憂いて日本刀鍛錬伝習所が発足します。衆議院議員・栗原彦三郎氏が自邸内に私財を投じて開設した鍛錬場です。靖国刀は軍事的な要請からでしたが、栗原師は刀匠精神の衰退、鍛刀技術の伝

補佐に着任された中森浩光警視が同席されました。総会書類を提出する際に、課長補佐が同席されることは異例のことなので、理事長はあらためて組合の防犯行政に果たす役割と成果について説明、報告することにも、組合の諸事業に関する当局の理解を求めました。

また余談の中で、前任の谷島拓人課長補佐も、至近の距離で机を並べていることをお聞きし、安心しました。というのは、谷島氏は昨年、理事長が「刀剣評価鑑定士

の資格認定事業の説明とその試験問題の監修の依頼に伺った際、犯罪抑止対策室の課長補佐として主たる対応をされた方なのです。そのような方が近くで勤務されている、安全企画課内で組合の運営状況が継続的に把握されることにつながると思われます。

今後も、機会をみて訪問することで、組合の立場をより深く理解していただき、円滑な運営に助力を仰ぐことを期して霞が関を後にしました。

(清水儀孝)



開設当時の鍛錬場(上)と現在の茶室「行雲亭」(下)

承が危ぶまれていることを危惧して立ち上げます。

昭和十六年には神奈川県座間に日本刀学院を設けて多くの刀匠を養成、また文部省の後援を得て、自らが会長を務める大日本刀匠協会が主催し、新作日本刀展覧会を毎年開催します。これはコンクールの嚆矢とも言えるものです。

栗原師は当初、軍刀の需要に一切応えようとしませんでした。しかし日本刀復興への強い願いと、軍国主義へ向かう国内情勢に距離を置く限界もあり、やがて「軍刀報国」を唱え協力していきます。

日本刀鍛錬会の靖国刀とたたら復興、栗原師と大日本刀匠協会の活動は、いずれも現代につながっていると云えるでしょう。

明治の廃刀令以降、刀剣の需要は低迷し、長い戦争を経験してき

たために、単なる軍刀の時代とみなされ、名のある刀匠は別として多くの刀匠の経歴や作刀には関心が持たれず、研究が進んでいません。またその手掛かりとなる当時の刊行物も現在では入手が難しく、その記録は貴重なものと言えます。

このような日本刀史の空白を埋めることは、今後の刀剣業界の課題でもあります。今に残る靖国神社の鍛錬場跡は、貴重な文化遺産の一つとも言えます。

刀剣に携わる者の一人として、靖国刀が日本古来の文化遺産の継承に大きく貢献した史実を考えれば、茶室へと改装した鍛錬場の一部を当時の状態に復元し、継承されてきた工芸遺産を次の時代に引き継いだ昭和の歴史として、保存してもらいたいものです。

(嶋田伸夫)

刀剣業界の情報紙である『刀剣界』では、記事を募集しています。ニュースや催事情報、イベント・レポート、ブック・レビュー、随筆・意見・感想など、何でも結構です。写真も添えてください。組合員・賛助会員以外の方も歓迎です。ただし、採否は編集委員会に諮り、紙面の関係で編集させていただくことがあります。



ラーメン屋台のプラモデル

政府から緊急事態宣言、都から感染拡大防止協力要請。自粛した人はどう過ごしていた？

ゼエゼエ言いながら誰かの職場を訪ねるわけにいかず、俺も自粛。世のお母さんはお子さんに料理を教えた人も多かったようだが、俺も友人の話と先輩の一言によって台所へと背中を押された。

健脚商売 29 自粛編

はカエンと白い粉末を入れる。屋台の後部には引き出しが三段。上の段は左右に分かれている。下の二段に生麺、その左右に分かれた引き出しに又焼とメンマが入っている。さらにその上に屋台内部を明るく照らす二方向から一つへ炎がぶつかり合うカーバイト照明が置かれ、その向こうは屋台の外側の赤いアクリル板に黒でラーメンの文字をネオン風に映し出す。フランクキー坂さんや、ちばてつや先生の「ハリスの風」のお父さん思い出す人、相当古いね。おじさんのラーメンは至ってシンプル。それを指すと、豚バラ



自製したラーメン

出ない。「あなた、リード楽器はやったことないね」と言われた。オーボエに近い二枚リードを使うこの楽器はトルコにルーツを持ち、東西に分かれて伝わったという。そのリードが手に入らず、おじさんは麦製のストローを切って自作していた。右手でチャルメラを持ちメロディーを奏で、左手で屋台を引く。坂道はどんなに健脚であろうと避ける。営業を終え屋台を毎度洗うと、冬場は滴が氷柱になると教えてくれた。

NEWS & TOPICS 第九回なんば刀剣まつりを開催

六月二十七、二十八の両日、大阪美術刀剣組合主催の「なんば刀剣まつり」第九回が開催されました。

この秋には、第四十二回「大阪刀剣まつり」が九月二十一、二十二日に大阪じばしにて開催されます。

甲冑の話題

(二社)日本甲冑武具研究保存会

つい一、二カ月前は、COVID-19の感染者数の多くは首都圏に集中していましたが、昨今では状況が変わってきました。対応の仕方についても各事業者や団体、個人の判断に任せられている中で皆さんご苦労されていることと思います。

刀剣業界の活気が一日も早く戻ること切に望みます。 (猿田慎男)

展示されるかどうかは別として、桃山時代なら仙台市博物館所蔵の「伝・豊臣秀吉所用 銀伊予札白糸威胴丸具足」が大好きなので、お勧めしておきます(笑)。

NEWS & TOPICS 天下三名槍の「蜻蛉切」写しが完成



『燃えよ剣』の土方歳三(岡田准一)ら新選組隊士

NEWS & TOPICS 土方歳三と刀がテーマの二作

のかまだわかりませんが、個人個人の状況は違えども、それぞれに応じた快適な過ごし方、楽しみ方はあります。互いにまた笑顔で会えるよう上手くやり過ごしていきましょう。

# 刀 剣 界

## ブック・レビュー BOOK REVIEW

### 転変する時代にも変わらぬものがある

『刀、伝承と継承』 佐藤康人 著

幻冬舎メディアコンサルティング発行・幻冬舎発売 定価二二〇〇円十税

山に登ってふと後ろを振り返ると出発点が小さく見え、もうこんなに登ってきたのか……と驚いた経験はないだろうか。人の一生もこれに似ている。一日一日、一年一年、昨日のような今日を生きているようで、実はそうではなく、日々、喜びや悲しみ、驚くこともあれば、慣れることもあり……それは自分の父母、祖父の代も考えれば、それこそさまざまなことであって家族の歴史は刻まれていく。その一瞬、受け入れ難い出来事のように思われても、時間がたつて振り返り、「あの時は大変だったなあ」と笑えるのが不思議である。

佐藤康人氏の『刀、伝承と継承』は、幕末・明治、大正、昭和、平成、そして令和に及ぶ山江家の人々の歩みを描いた小説である。家には「江穂」と号する刀があり、これを跡継ぎの男子が譲り受けて生きていく。

江穂は、豊前国宇佐の山本村の豪農で医師としても活躍した寛太郎が、蘭医学を修めるべく遊学した長崎で、名の知れた刀匠何某に注文した無銘の刀である。遊学を終え、中津藩主に挨拶した寛太郎は姓を山江とし、召医として親しまれたという。二代目浩太郎は鈍重な性質ながら一念発起して上京。冶金学を専攻し、これからは金属、特に銅の時代になる」と蒲田に製錬工場を立ち上げた。有能な片腕とともに懸命に働き軌道に乗せたが、関東大震災に遭遇立ち直ったところで大戦となるなど、波乱に満ちた生涯。



三代目良太郎は軍靴が高鳴る世情を憂いながらも必死に語学を修得し、放送局に勤務。戦後、放送局での仕事、帰宅後、自宅での語学、映画の關係の副職に従事。自身の妻子四人のほか、自宅・工場・故郷宇佐の農地すべてを失った老父と弟妹を養った。

明治維新、大震災、戦争……それこそ未曾有の出来事に翻弄される山江家。しかし、それは家が家も似たり寄ったり。わが父母も先の大戦では辛酸を舐めているし、祖父母に至ってはそれまで積み上げてきた何もかもを敗戦とともに失っている。それでもどうにかこうにか、家と命は続いていく。

良太郎の子・要が、長男優太郎に送った一通の手紙とともに始まる物語が他人事から、だんだんわが事のように思えてくるのは、それが現代を生きる我々の家族の歴史と多かれ少なかれ重なるからであらう。

### 我が家のルーツと屋号の由来

千野邦雄(良泉堂店主)

私は良泉堂という古美術と刀剣の店を営んでいます。この屋号は、私が警視庁勤務を退職し、地元池袋警察署に古物商許可を申請する時に祖父である千野市太郎の号(良泉)を念頭に申請したものであります。

祖父市太郎は明治三十五年板垣退助伯爵および高木代議士を推戴して発足した、盲人医学協会(現、東京都盲人福祉協会)の第三代会長であり、杉山鍼灸学校の校長であったようです。

この協会の初代会長は、剣豪で有名な千葉周作のお孫さんの千葉勝太郎先生でした。このことを私は父である大市から聞かされて育

ち、自分の家系がまた信濃の大家である諏訪家の城代家老家の千野家の末裔だと幼少期から教えられていました。

千野家は諏訪家の御一門であり、もったさかのほれば、木曾の源氏、源義仲一門、中原兼遠の子供である樋口次郎兼光が甥、千野太郎光弘(一一八四年正月没)であり、初代光弘から数え、私は三十二代目になります。また母方の御先祖は千葉館山の戦国大名、里見義實の後裔の里見義堯公の弟、里見堯重(横小路図書助)であり、木更津の名主家、後の高橋長右衛門家があります。この名主家にもたくさん刀や武具があっ

た聞いておられます。そういうことから幼少期より刀に興味を抱き、わが家にあった刀二振を父から譲ってもらって以来、一層興味を抱き、研究をするため、刀を購入するようになりまして、都内の刀剣店によく出入りし、少ない給料から安い刀を買い求め、徐々に収集していきました。

警視庁本部勤務が長かったため、特に近くの日本刀剣に通ったものでした。先代の伊波富彦社長には大変お世話になりました。また、日本美術刀剣保存協会に通い、初心者講座(平成四年から十三年ごろまで)で刀剣は鈴木嘉定先生、伊藤満先生、藤代



左下に描かれた千野家の先祖・太郎光弘(木曾冠者源義仲及其一門より)

### 資料発掘

### 明治の一愛刀家の独白

松平 正直



いわれる魔刀令以後、明治三十三年(一九〇〇)に今村長賀翁の提唱で中央刀剣会が設立されるまでの間、日本刀をめぐる状況はあまり明らかでない。刀剣趣味はあったのか、愛刀家はいたのかとの疑問にも、明快な回答は得られていなかった。たまたま『名士の嗜好』(中央新聞社編・文武堂・明治三十三年刊)を見ていたら、刀剣を趣味とする人物の言が紹介されている。

筆者の松平正直は天保十五年(一八四四)生まれ。幕末の福井藩士で明治政府に出仕。内務次官、宮城、熊本県知事、貴族院議員、男爵。明治三十九年、勲一等旭日大綬章を受章。同四十三年、枢密顧問官に就任。大正四年(一九一五)没。

(ト)

私の刀剣を愛するのはつまり昔の武士道から来たので、維新前後まではこの藩でも侍が事理を弁する年齢になると争うて好い大小を拵えたものであって、私の廿歳の時、御用人を勤めておった稲垣という人がおった。ちょうど五十歳位の人であつたが、大要刀剣が好きで鑑識に富み、越前で稲垣と言えは誰知らぬ者はないほどの人でありました。元より金持ちではないが、質を置いても名刀なら購うといううな誠心嫌みのない人であつた。私はこの人より刀剣の講釈を聞いて好きになりまして、越前の康継、備前の清光などを差した時などは美に非常にうれしかった。

その後私は江戸に上府しました。が、するとまた藩の権大参事としておった小笠原という人があつて、これも上府しておつたので種々刀剣の話や飯田高遠堂の飯田慶雄社長のおかげで当組合に入会させていたいただき、感謝しております。ちなみに私の妻の母方の家系は米沢藩上杉関東管領家、上杉朝昌(七澤家)の後裔です。

そのころ私も仕官しておつたので、いかに刀剣が好きでも魔刀令の手前に対して好きな顔もできず一時中絶したような姿になりましたが、その後私は仙台(宮城県)の知事を拜命して赴任したところが、ちょうど大沼少将が連隊長を務めておつた、この人も非常に刀剣が好きで会などを立てておつた。それで私もとても好きな道であるから話が合っ

て、その会に進んで入会した。入会したが、また刀剣を鑑定することについては学術的に研究が積んでおらぬから「入会はしたが、どうも鑑定がでない」と言つたところが、大沼が「なに、そんな難しいことはない。お前くらいの素養があれば直にわかる」と言つた。それでこの会は初めのうちは月に三回もあつて、会の度に私は刀の鑑定、国々の癖、国々の掟、流派といううなことを、実に本阿弥よりはなお詳しく大沼から教わりました。

ところが明治十年の西南の争いが起つた時などは、大沼などの主張で将校には日本刀を佩ばしむるといふ風になつて、彼の抜刀隊などはなかなか驕名を轟かしたもので、未だこの日本刀はある場合によつては武器の一として存在せしむることの必要を感じしむるようになった。

それからまた一方には外国との交際も開けてきて、外国人も日本に入り込んでだんだん日本の古美術を蒐集するようになって、古剣の類も大分いいものが外国人の手に渡るようになったものだからこれはいかぬ。このままうっちゃっておいてはいい物は向こうに持って行かれる」といふいわれる愛国心からまた刀剣を蒐集する者が出てくるようになりました。何を言うにも十年前後は日陰町の須屋などにはたくさん刀剣があつたが、あつたか鈍刀やら名刀やら別があつたかという風であつたものだから、同好の士は非常に残念に思つておつた。

おつた。その後大沼は広島に転任しましたが、その後任に佐久間(今の大将)、山澤(故中将)などが来ましたが、いずれも刀剣は好きであつたものであるからうかつとやつておつたが、私はどうとう熊本に転任することになった。熊本に行つてみると、熊本はまた仙台のようなものではない。さすがに武国と言われる国柄だけあつて断続はしたが、以前から刀剣の会があつてなかなか鑑識の高い人があつて、中にも小笠原寛という細川家の執政をしておつた人がありまして、この人は幽斎の流儀の犬追物などに達し、刀剣の大家であります。それで私もこの会に入つて熊本におるうちはやめずじやつておりました。が、なかなか楽しみのものです。(以下次号に続く)

### お知らせ

■刀剣評価鑑定士 第三回認定試験において、組合員の川島敏敏さんと廣谷男さんが合格されました。おめでとうございます。

### 訃報

■組合員の倉田 藤彦さん(蔵田美術)が三月十二日に逝去されました。享年七十四。ご冥福をお祈り申し上げます。

■組合員の鍋木 國昭さん(稀銭堂美術刀剣店)が八月二十一日に逝去されました。享年七十七。ご冥福をお祈り申し上げます。

■賛助会員の宮島 宏さん(白銀師・美術刀剣外装技術保存会会長・公益財団法人日本刀文化振興協会専務理事)が八月二十五日に逝去されました。享年七十四。ご冥福をお祈り申し上げます。

古銭・切手・刀剣 売買 評価 鑑定  
**株城南堂古美術店**  
代表  
**田中 勝憲**  
〒153-10051  
東京都目黒区上目黒四-3-11-10  
TEL 03-371-0167  
TEL 03-371-0167  
FAX 03-371-0167

質問箱

第八回・関鍛冶

回答者 ● 冥賀 吉也

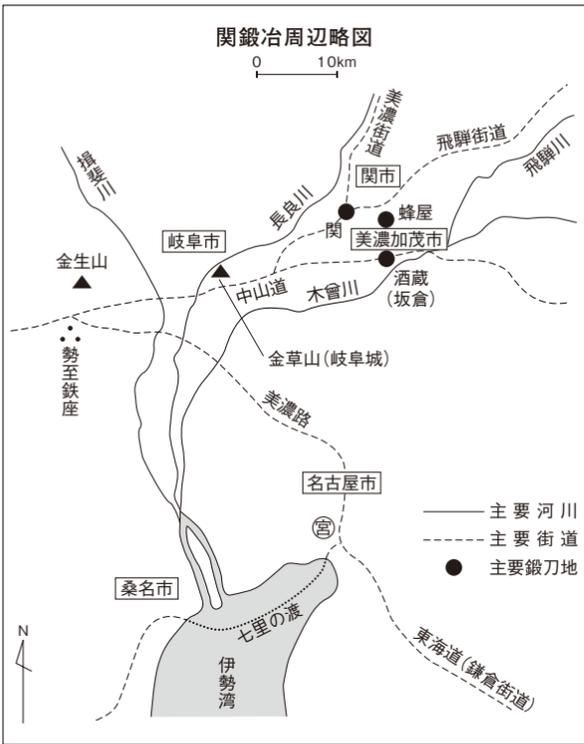


「関鍛冶があればほど繁栄した理由は何ですか」という質問が寄せられましたので、お答えします。

ここで言う関鍛冶とは、南北朝から室町時代前期にかけての美濃鍛冶とは別に、応仁の乱(一四六七)以降関ヶ原合戦(一六〇〇)までの一三三年間に「関」を中心に活躍した刀工集団を指します。

現在、NHK大河ドラマ「麒麟がくる」が放映されていますが、この時代には全国至る所で戦が繰り広げられていました。とりわけ美濃周辺では激戦が多く、それだけ主力武器である槍・刀・短刀の需要がありました。

関の刀工は『日本刀銘鑑』によれば約七〇〇名が確認され、最盛期には二〇〇名以上の刀工が活躍していたと考えられます。関の刀は当時から「折れず曲がらずよく切れる」との評判が高く、価格も比較的安いことから、各地の戦国大名から多くの注文があったと考えられます。



◎地理的な条件

関は日本のほぼ中央に位置し、陸路・水路ともにきわめて便利で物流に最適でした。

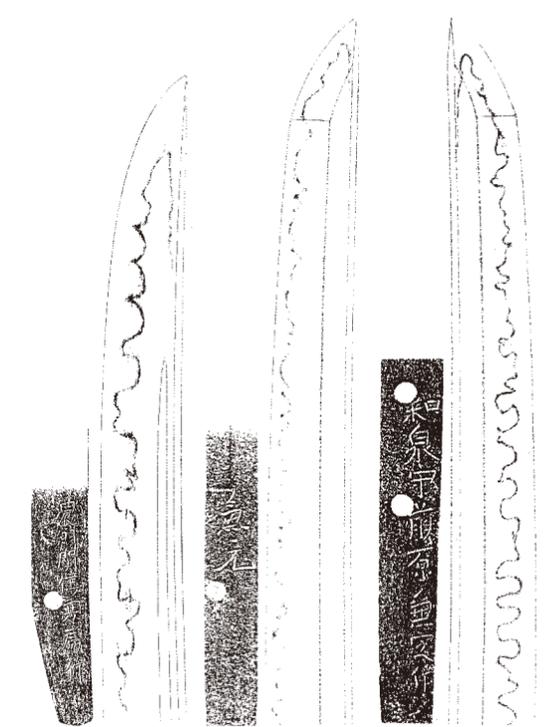
陸路では、中山道を東に向かえば信濃・甲斐を通じ、西に向かえば近江や京に通じます。飛騨街道で越中から越後へ、美濃街道で越前へ、さらに東山道を利用すれば加賀・若狭に通じます。

水路では、木曾川・長良川が隣接しています。木曾川を下ればすぐに大山・尾張があり、伊勢湾に出れば間もなく桑名や伊勢があります。太平洋に出て三河・遠州・駿河まで行くことが可能です。

刀剣類の製作に必要な材料は鉄・炭・焼刃土などですが、関はそれらを調達するにも容易な場所がありました。鉄に関しては、赤坂の金山や飛騨街道を通じて飛騨地方から得られ、さらに勢至鉄座が近くにあつて主要な供給源となりました。また、関は周辺をすべて山に囲まれ、木炭も良質な焼刃土も容易に調達することができました。

◎鍛冶座について

関には室町時代初期、永享のころから「関七流」なる組織がありました。



ました。善定・三阿弥・奈良・得印・徳永・良賢・室屋がそれぞれ、室町中期ごろになると「関七頭制」に変わり、さらに「鍛冶座」というより強固な組織に拡大し、関鍛冶発展に大きく貢献するのです。

「座」は平安時代末期から存在していました。朝廷・貴族・大社寺などに従属するさまざまな職能者が行う奉仕や貢納に対し、代償として多くの特権が与えられました。それらの特権を利用して営業活動を行った商工業者・芸能者・交通運輸業者などの集団を「座」と言います。特権の中には、諸課役の免除、通行税の免除、商品の専売権、仕入れの独占、隔地間取引などにおける商品搬送商人の往来に際しての主要街道通行権などがあります。

関にはもともと、関鍛冶の守護神とする春日神社がありました。室町中期になると刀鍛冶全員が氏子となり、関七頭制の下に鍛冶座が成立したのです。現代流に表現すれば「春日神社日本刀総合商社」のような巨大組織が出来上がったのです。

◎関鍛冶座の活動

次に、関鍛冶座の主な活動について挙げてみましょう。

- ①鉄・炭・焼刃土など材料の一括大量仕入れと保管(製品の安価な販売を可能とした)
②各派への計画的な発注および諸材料の配布
③出来上がった刀剣類の研磨、拵

輸出鑑査証明の知識

日本刀および刀装具はその文化的・美術的価値の高さから、国の指定・認定がなされたものがあります。該当する国指定品および重要美術品等認定品の数は、刀剣が一八九二点(国宝一一・重文七八二・重美約九九九)、拵/刀装は一〇〇点(国宝一一・重文七五・重美一四)、刀装具は一〇六六(国宝〇・重文二八・重美七八)ほどあります。

海外へ日本刀および刀装具を輸出する際に、古美術品輸出鑑査証明書(以下、輸出鑑査証明)を添付しなければならぬという法令はあります。しかしながら文化財保護法により、国の宝と言えぬ国宝・重要文化財の指定品および重要美術品等認定品は、国外への流出を防止するため、輸出時に指定・認定品に該当しないことの証明が求められます。

税関検査を行う職員が、二百数十万点あると言われる日本刀から、無銘を含むこの国指定品および認定品一八〇七点を対象外と容易に判断することは不可能でしょう。そのため税関では、輸出品が国指定・認定品に該当しないことを文化庁が証明する輸出鑑査証明書を発行しています。

戦後75年に問う 高倉健さん

「私の八月十五日」がこのほど出版された。高倉さんの養父の小田貴月さんがまとめた。戦争体験者の証言集「私の八月十五日」はシリーズで、今人舎からこれまで七巻刊行されており、証言した人は合わせて二百二十人に及んでいる。

わらず、日本刀を輸出する時には輸出鑑査証明の添付が求められます。ついでながら、輸出後には銃砲刀剣類登録証を交付元教育委員会に返納しなければなりません。しかし、鐔などの刀装具は対象数が七六六と少数です。そのうち国指定品(重文二九点)については、文化庁のホームページ(国指定文化財データベース・文化遺産データベース)でその詳細が確認できます。また国認定品(重美四七点)については、『日本刀重要美術品全集』(廣井雄一編・本間順治監修)で図版とともに詳細が確認できます。かつ対象品の大半が在銘であり、無銘は七点(重文四・重美三)のみ。画題(画像)で該当品であるか否かは容易に判断ができます。

従って、確認が容易である以上、刀装具の輸出に、約一カ月の手続き期間を要する輸出鑑査証明の添付は不要と考えます。しかし現在、税務申告が必要となる金額二十万円を超える刀装具のEMS発送においては、輸出鑑査証明の添付が求められます。厳密に言えば、金額の多寡にかかわらず、税関で説明を求められた場合には証明ができるように、文化庁への輸出鑑査証明書を全ての刀装具輸出時に取得しておくことが要求されることも解釈できます。

新刊紹介

「私の八月十五日」

俳優の故・高倉健さん(一九三二〜二〇一四)と縁を結んだ二十人の戦争体験を収録した書籍『高倉健の想いがつないだ人々の証言「私の八月十五日」』がこのほど出版された。高倉さんの養父の小田貴月さんがまとめた。戦争体験者の証言集「私の八月十五日」はシリーズで、今人舎からこれまで七巻刊行されており、証言した人は合わせて二百二十人に及んでいる。



八巻目となる本書には、高倉さんと手紙のやりとりをしてきた元首相の細川護国先生も登場。祖父の近衛文麿の車で軽井沢へ疎開したことなどを回顧している。また、人間国宝の宮入行平さんとともに父子二代にわたって高倉さんと交流の深かった宮入小左衛

日本刀 販売 買取 委託
e-sword (株) e-sword (イーソード) 平子誠之
〒350-1115 埼玉県川越市野田町1-4-19 1F
TEL 049-246-6622 FAX 049-246-1407
http://www.e-sword.jp
日本刀 イーソード 検索
mail:info@e-sword.jp

門行平さんが「炎に折る」と題し、父のその日の想いと、それを継承する鍛刀観を綴っている。
A5判・一九二ページ、一八〇〇円(税別)。問い合わせは今人舎(049-246-1407)へ。

そうだった場合には、われわれ刀剣商の事務負担が膨大に増すのみならず、海外顧客にとって購買意欲を損ねる懸念が生じます。そこで、窓口である東京税関外郵出張所に交渉を行いました。すると税関では、「文化庁から『日本刀重要美術品全集』が対象品(四七点)全てを掲載する資料であることが公に認められるならば、確認は容易にできるので、輸出鑑査証明書は不要とする」という回答を受けました。

税関の回答を受けて、文化庁文化財第一課に趣旨と双方の事務負担軽減などの実質的メリットや、「重美全集」を認めることによるリスクは考えられないことを伝え、あらためて要望しました。しかし「民間で編集された書籍を公に認めることは行っていない」「刀装具においても輸出鑑査証明申請を添付してください」と電話応対の担当者拒否されてしまいました。

今後、当組合や全美連などの団体組織をもって交渉を重ねれば、要望を受け入れていただく余地も生まれてくるのではと期待します。輸出に問題はないと思っていると、突然、輸出鑑査証明の添付を求められる……こんなトラブルは避けたいものです。理解を深めて商売拡大につなげていただければ幸いです。(松本義行)

II. 日本刀の原材料(木炭・砥石)の供給確保に関する実態について

①木炭について

ア) 伝統工芸木炭生産技術保存会(岡山県)の刀剣用(刀鍛冶用)木炭の生産・販売の状況(西日本の需要中心、生産者減少の中で受注増)

・西日本の個人ユーザーからの30～50俵くらいの小規模の注文が中心。東京などのユーザーは主産地岩手県に注文する。送料が高くなるため東日本の顧客はほとんどいない。全国の刀鍛冶用の木炭(松炭)の供給量は季節によって変わるが、推定で2～3割が岡山県の生産、6～7割が岩手県。岡山県は個々の経営規模も非常に小さく、大産地の岩手県に大きく頼る状況になっている。

近年、九州など西日本の刀鍛冶などからの注文が増えてきており、応じるのがいっぱいの状況になっている。大学関係者などは後回しにしたいが、そういうわけにもいかない。木炭生産者全体は減り続けているが、現在の当会への注文増がその影響なのか理由はわからない。

(近隣への煙の問題で生産に制約)

・また、木炭生産を制約している要因に炭焼きの煙の問題がある。週数回であれば周辺住民等にも我慢してもらえるが、毎日となると苦情が出るため、窯の生産余力はあるにもかかわらず、注文が増えても窯の回転数を上げられない。

さらに、山の仕事は季節によっても影響を受けるので、地域によっても木炭生産・供給の時期が違い、生産は季節により偏る。

イ) 刀鍛冶(長野県)ユーザーとしての確保の状況

(高齢の生産者から全量買い取り、後継者無し)

・地元(長野県)の80代の夫婦の生産者に刀鍛冶用の木炭を焼いてもらっている。独自つながりの単独契約で他に使う人はいないため、全量必ず買わなければならない契約になっており、逆に足りなくなっても急に増産というわけにもいかない。

・生産は高齢のため体調次第という状況で、昨年は6窯焼いてもらったが、今年は少し体調が厳しく1年で4窯焼くにとどまった。生産量は1窯30～40俵になる。

・後継者はおらず、病氣もされたので、いつ途絶えてもおかしくない。体に負担をさせないよう、自ら軽トラで1時間半かかるが受け取りに行っている。

ウ) 木炭生産者団体(岩手県)の生産・販売状況

(全国一の生産量ながら減少傾向)

・木炭は国内需要の約8割が輸入だが、国内産では岩手県が最も多い。岩手県の木炭の主力は黒炭(原木はナラ、クヌギなどの樫類)だが、年々減少している(平成30年:木炭生産量2,682t、うち黒炭2,632t(林野庁))。刀鍛冶に用いる松炭(原木はアカマツ)は僅かな量に過ぎず統計区分もない。

・協会では会員(平成30年7月現在151名。県全体の生産者は364名(林野庁))の生産状況を詳細に把握しているが、県全体と同様生産量は減少傾向で、平成29年度100t超、平成30年度約80t、令和元年度はさらに前年度比5割強まで減少している。

・黒炭は「岩手木炭」として農水省の地理的表示(GI)保護制度に登録。最高の炭焼き技術を有している生産者もいるという自負がある。その生産者の一部は松炭も焼いている。

(安価で生業にならない、事前に年間必要量が示されれば生産しやすい)

・松炭の需要は平成30年から増えているが不安定で、いつ売れるかわからず、黒炭(樫炭)に比べて単価も安い。主力は需要が多く安定的な黒炭になる。

最近の松炭の生産増は、樫の原木不足で松を焼いている人が増えたためかもしれないと推測。松炭は日本刀以外に一般の鍛冶屋の需要もあるが量は少ない。

・松炭は協会では販売価格を値上げしたが(12kg入1箱5,000円)、それでも得られる収益は黒炭と比べると7割程度。昨今の送料高騰も収益を圧迫し問題になっている。

・一定の価格でユーザー側から事前に年間の必要量が示されれば、それに応じて生産しやすい。最近ではGIの「岩手木炭」(黒炭)の引き合いに生産が間に合わない状況にあるが、生産者は炭焼きだけでは生活できないため、他の仕事と組み合わせで対応する。協会では生業として再生産可能なことを重視しているが、木炭は現状そうっていない。

(GI登録の黒炭と同等価格で松炭を全量買い取り)

・黒炭はGIに登録されたのと同時に、規格(「精煉度」を8度以内)を満たした木炭は協会が全量買い取る方式になった。市場では松炭は黒炭より安価だが、協会では黒炭と同等に近い単価で買い取っている。それでも全体の生産量が減っているため余るほどは集まらない。

・岩手の炭焼き窯は比較的大きく一度に量産でき、熱効率、生産効率が高い(「岩手大量窯」とも呼ばれる)。ただ、窯によって癖や原木樹種との相性があるため、松炭を主に生産している人は松炭に適した窯を使い分けている。

(資源はあるが松喰い虫被害の懸念)

・松炭の生産地はほとんどが岩手県北部、青森県境に近い地域(岩手県が生産者のうち7割が久慈市など県北地域)。昨今、松喰い虫の被害エリアが北上しているが、「やませ」で冷涼なため、県北部、青森県界までは来ていない(「最後の砦」になっている)。県全体で見ると被害は近年縮小傾向になっている。

【岩手県の森林被害(松くい虫)の状況】 (単位:㎡)

	平成24年	25	26	27	28
松くい虫	11,929	10,888	9,323	9,443	5,833

資料: 森林病虫害等防除事業実績報告書(岩手県森林整備課)

・木炭生産者は自分で持っている山、或いは他者所有の山の木を買って原木を伐り出して炭を焼く。黒炭を主とする生産者があわせて生えているアカマツを伐って、量がまとまれば炭を焼くというパターンと、松炭生産のためにアカマツの多い山を買って生産するパターンがある。県北部はアカマツが自然に生えてくる土地で植樹の必要もなく、資源量もあり困る状況にはない。協会では原木のストックもある。

(生産量は高齢化で減少の見通し)

・近年の生産量の減少は、生産者数の減少もあるが、高齢化による焼く頻度の減少がより影響している。ただ、松炭は黒炭に比べて日数が短く4～5日で焼け、比重も7割程度と軽いため比較的作業しやすい面はある。半面、収益的には重量単価も安くなる。

【岩手県の製炭従事者数】 (単位:人)

	平成24年	25	26	27	28
専業	108	109	112	108	114
副業	424	413	400	400	369
計	532	522	512	508	483

資料: 岩手県木炭協会(平成31年2月)

・今後、生産者は高齢化で減っていく見込みのため、生産量もさらに減る見通し。最高の炭焼き技術を持つという人も80代で、保有する2つの窯でそれぞれ黒炭と松炭を焼いているが、後継者はいない状況にある。

・炭焼きの技術は協会の支援で継承可能だが、生産者数が減るため自ずと技術の高い人も少なくなる。レベルが落ちていくのは否めない。

会員で松炭を生産している人は現在約10人(松炭生産は常時ではない)。黒炭と窯を分けて焼いている人はその半分、あと半分は窯の区別はなく時々焼いているという状況。これまで松炭をやっていない人でも木炭生産者であれば松炭を焼けないわけではない(技術的に難しくない。窯に区別はない)。

(買取価格の引き上げなど担い手を確保していく取組)

・毎年継続的・安定的に注文が入るようになり炭焼きが稼ぎになるようになれば、農家、林家の中には主業をやりながら炭焼きをする人が後継ぎとして出てくる可能性はある。

・協会では生産者を支援するため、黒炭であればGI規格(岩手木炭)から外れるものも協会でも買い取っている。近年生産者からの買取価格を上げるため販売価格も値上げしているが、今まで長年つき合いがある顧客に対しては急には値上げできていない。

・(松炭の価格は岩手の協会より岡山の保存会の方が少し高い)それでも、もう少し単価が高くてかまわない、生産者がいなくなり松炭がなくなってしまう方が困る、というユーザーも少なくない。

・伝統文化を残していくことは重要だが、松炭生産は産業としては厳しい。国のてこ入れも必要ではないか。自分は漆の産地・浄法寺の出身でS30年代、若い頃には漆掻きを手伝った経験もあるが、その頃から手立てを講じていけば今の漆生産の状況も違ったのではないか。

②砥石(刀剣研磨用)について

(天然砥石の生産業者は激減)

・砥石は天然と人造があるが、京都砥石販売同業組合は元々天然砥石の採掘業者だった人たちが構成されている。安価な輸入品や人造砥石の影響で、現在採掘している業者はわずかになり、多くは過去採掘した在庫品を販売している状況になっている。平成22年度に日本刀文化振興協会が実施した「天然砥石の現状に関する調査研究」(文化庁委託)でアンケートを実施したが、その時点で採掘業者は既に2社しかいなかった。1社は組合所属の業者で内曇砥の有名な業者だったが、先代は既に亡くなり採掘もしていなかった(在庫品の販売のみになっていた)。いま組合で採掘販売を続けているのは亀岡の業者のみになっている。

・京都・亀岡の採掘業者は親子で技術を共有しながらやっているということで現状ではうまく事業継承できているが、他の採掘現場は業者が採掘職人を雇っているが70代後半～80代と高齢化している。

(問屋はネット通販に業態転換)

・販売レベルになると、京都の日本刀専門の天然砥石の卸問屋は東京に移り、ネットの時代になり直販業態になった。ここは卸業態が淘汰されたこともあり自社で採掘するようになっている。(平成29年度アンケートで)直接購入という回答があったがそれはネット通販の普及が表れている。

(多くは人造砥石に代替)

・日本刀研磨用の砥石は、成形用と刃文を出す仕上げ用があるが、成形用の最終段階で細かい研磨するのが名倉砥。粒度を変えて研削していただけないので、名倉砥は人造砥石で代替でき、なくなっても困らない。いま1本40万円もするためほとんど買う人もいない状況だ(ほとんど売られていない)。

・問題は仕上げ用の内曇砥、鳴滝砥で、刃文を出したり地肌が見えるようにする効果があり、天然でないといけないため絶対に必要。内曇砥は中程度の粒度、鳴滝砥は一番細かい粒度で、特に鳴滝砥は地金の色合いを出すために必要だが、採掘場所の層によって粒度が違う。上質なものは日本刀の焼き入れ時の淡い模様(映り)を残すが人造砥石は消してしまう。先ほどの採れなくなって50～60年というのは鳴滝砥のことで、京都で最も古い層から採れたもの。

・日本刀にもランクがあって、トップクラスはその古い極上品を使うが、入手できない刀匠も多く、そういう人は人造砥石を使用している。

・鳴滝砥は他の刃物の研ぎにも使える最高の仕上げ用の砥石だが、内曇砥は切れ味が良くなるような石ではない。これら天然砥石は日本刀以外の需要はないのではないかと。平成22年度の刀文協の調査では、伝統工芸の人たちも天然にこだわる人は少なかった。

(資源状況の調査が必要)

・1～2年に一度でもよいから定期的にその時々採れた砥石を評価する必要がある。過去に採掘された在庫品の方が品質が良い場合がある。各産地の業者が勝手にいろいろな名前をつけて売っていて、天然砥石組合が発表している情報だけでは石の性質がわからない。鳴滝砥もあるかもしれないが埋蔵量もわかっていない。採掘地の地層を第三者的な地質の専門家に調査してもらいたい。

## 刀職界の喫緊の課題はこれだ!

文化庁「伝統工芸用具・原材料に関する調査事業」報告書より

文化庁(宮田亮平長官)は、平成29～令和元年度の3カ年にわたって「伝統工芸用具・原材料に関する調査事業」を実施し、このほどその報告書を公開した(調査の受託者は公益財団法人未来工学研究所)。

その趣旨は、近年の急激な社会構造の変化によって、工芸関係者の中で伝統的な工芸技術に用いられる用具・原材料の入手困難が深刻化し、制作活動や伝承者養成等に支障が出るなど、伝統工芸の維持・継承が難しくなっている。これら用具・原材料の量的・質的な維持・安定供給を図ることは急務の課題となっており、さらに対象の用具・原材料を広げ、供給・利用等の状況、関連技術保持への影響等を正確に把握し、伝統工芸各分野の持続的展開に生かしていく必要がある。

そこで、関係機関の相互協力のもと、関連情報を収集・集約し、それに基づき、用具・原材料の生産・供給等に関わる事業者や関係団体等へ

の調査、伝統工芸関係者および専門家等により構成したワーキンググループにおいて、対象とした分野の用具・原材料の供給等にかかる実態・問題等を明らかにするとともに、用具・原材料の持続的供給と伝統工芸技術の保持・継承等に資する情報共有の方法等を検討し、用具・原材料の持続的供給等に資する保護施策の策定を図ることを目的として実施したものである。

対象としたのは陶芸、染織、漆芸、金工、日本刀、木竹工、人形、手漉和紙、その他(ガラス工芸・撥鏝・截金など)の9分野であるが、本紙では日本刀に限り、了解を得て関連事項をここに再録させていただき、斯界の今後の課題を共有する手がかりとしたい。

なお、当該分野のワーキングメンバーは次の各氏である。

阿部 一紀：研師・公益財団法人日本刀文化振興協会常務理事

河内 一平：刀匠・全日本刀匠会理事

坪内 哲也：刀匠・一般社団法人全日本刀匠会事業部理事

伝統工芸木炭生産技術保存会代表

和嶋 憲男：一般社団法人岩手県木炭協会常務理事

### I. 日本刀の用具・原材料の現状について

#### ①代表者の年齢

代表者(個人は当人)の平均年齢は65.0歳で全体平均と同等。最高齢は83歳、最年少は40歳となっている。

代表者の平均年齢	65.0歳	回答数：37	—
代表者の最高齢	83歳	代表者の最低齢	40歳

#### ②後継者の状況

「後継者有り」という回答は28.6%にとどまり、7割以上が「後継者無し」となっている。平均年齢は35.4歳と全体平均よりやや若い。

		構成比	回答数
1	後継者有り	28.6%	10
2	後継者無し	71.4%	25
	計	100.0%	35
	後継者の平均年齢	35.4歳	9

#### ③用具・原材料について、いま購入しようとした場合、入手しやすい状況か

使用している用具・原材料のうち、「入手しにくい(難しくなっている)」という回答が3分の2を超える67.2%に達している。

		構成比	回答数
1	入手しやすい	32.8%	21
2	入手しにくい(難しくなっている)	67.2%	43
	計	100.0%	64

#### ④入手しにくい品目の状況

「入手しにくい(難しくなっている)」という品目は、一部の天然砥石、木炭(松炭)などで、採取地や生産・製造者の減少・廃業などが理由となっている。

	品目	回答数	うち「入手しにくい」	入手しにくい主な品目	理由
1	砥石	22	19	天然砥石(内曇砥、鳴滝砥など)	・採取地の減少・枯渇、採掘中止
2	鋼	13	0	—	—
3	木炭	13	10	木炭(松炭)	・生産者の減少・廃業 ・枯れ ・品不足
4	その他の用具・原材料	17	14	各種鏝、天然イボタ、稲藁、鞆(ふいご)	・製造業者の減少・廃業 ・専門の生産者がいない(鞆)

#### ⑤使用している用具・原材料のうち「入手しにくい」という品目の入手先

「入手しにくい」という品目の入手先(業者の所在地)をみると、砥石は東京、京都、大阪、木炭は岩手、福島、兵庫など産地或いは販売業者等がある地域が挙がっている。

	品目	入手先(業者の所在地)
1	砥石	東京、京都、大阪
2	鋼	—
3	木炭	岩手、福島、兵庫
4	その他の用具・原材料	鏝(東京)、稲藁、鹿草(奈良)、朴材(岐阜)など

#### ⑥確保できている使用期間(用具は耐用年数等)

用具・原材料の確保できている使用期間をみると、木炭(松炭)、鋼(玉鋼等)などは「半年未満」、「1年未満」というように比較的短くなっているが、糸、鏝、砥石などは「5年以上」など長期間の必要量を確保している。品目による傾向よりも個々の回答者の確保の状況が表れているようである。

		構成比	回答数	該当の主な品目
1	半年未満	2.2%	1	木炭(松炭)
2	1年未満	23.9%	11	木炭(松炭)、稲藁、砥石、鋼(安来鋼)
3	3年未満	8.7%	4	木炭(松炭)、鋼(玉鋼、和鉄)、鮫の皮、天然イボタ
4	5年未満	17.4%	8	各種鏝、砥石、水牛の角
5	5年以上	47.8%	22	正絹柄糸、鹿草、朴材、鏝、鞆、砥石、吉野紙
	計	100.0%	46	—

#### ⑦入手先は今後どのように変わると見込まれるか

入手先に対する今後の見通しは、「将来なくなる可能性がある」と「既に無くなること」が合算すると38.1%になるが、「減る」という回答が34.9%とやや多くなっている。該当品目としては、砥石、鏝、松炭などが挙げられている。理由としては生産者の後継者不足等による減少に加え、原料の枯渇・閉山等が挙げられている。

		構成比	回答数	該当の主な品目	理由
1	あまり変わらない	27.0%	17	鋼(玉鋼)、赤銅、砥石、朴材	(回答無し)
2	減る	34.9%	22	天然イボタ、鹿草、木炭、砥石、稲藁	良質な材料の不足、採算性、需要減少
3	将来なくなる可能性がある	30.2%	19	木炭(松炭)、鋼(玉鋼)、鏝、砥石、正絹柄糸(組ひも)、朴材、鞆(ふいご)、松パルプ材	後継者不足、原料枯渇、需要減で採取中止、閉山
4	既に無くなることになっている	7.9%	5	砥石(鳴滝砥、内曇砥)、鏝、吉野紙	原料枯渇、廃業、閉山、原産国が輸出せず
	計	100.0%	63	—	—

#### ⑧入手・確保について、問題・課題になっている事など(複数回答)

入手・確保の上での問題等としては、「入手先の後継者難・人材難等」が64.2%と比較的多くなっている。該当する品目は松炭、玉鋼、稲藁、鞆、砥石などが挙げられている。また、「仕入れ減少(少量調達)に伴う入手コスト増」という回答が56.6%に上り、該当品目として朴材、鮫の皮、水牛の角などが挙げられている。

		構成比	回答数	該当の主な品目
1	入手先の転廃業、生産中止等	39.6%	21	木炭(松炭)、稲藁、砥石、朴材など
2	入手先の後継者難・人材難等	64.2%	34	木炭(松炭)、鋼(玉鋼)、稲藁、正絹柄糸(組ひも)、鞆、松パルプ材、砥石、朴材など
3	入手先の技術・品質の低下	28.3%	15	木炭(松炭)、鋼(玉鋼)、正絹柄糸(組ひも)、鞆、松パルプ材、砥石、朴材など
4	材料不足等による仕入れの生産低下	11.3%	6	木炭、鋼(安来鋼、砂鉄)
5	代替品・輸入品等への置き換わり	5.7%	3	鏝、鹿草、砥石
6	仕入れ減少(少量調達)に伴う入手コスト増	56.6%	30	朴材、鮫の皮、水牛の角
7	新たな入手先の開拓が困難	41.5%	22	砥石、木炭(松炭)、朴材、鮫の皮、水牛の角
8	上記以外	7.5%	4	木炭(松炭)、鋼、松パルプ材、砥石
	計	100.0%	53	—

#### ⑨問題等への対策等をとっているか

問題になっている事等について、「対策等をとっている」のは半数近い47.1%に上り、該当品目として木炭、鋼、鏝などが挙げられている。対策の中身は「植林」や「後継者の育成」など組織的な体制での様々な取組が実施されている様子が窺える。

		構成比	回答数	該当の主な品目	対策
1	対策等をとっている	47.1%	24	木炭(松炭)、鋼、鏝、松パルプ材、砥石	・(木炭)全国団体で木炭生産技術保存会と共に植林などを実施 ・(木炭)入手先を増やしている。炭焼き職人を育てている ・(木炭)自家製鉄・製炭 ・(鋼)後継者の育成 ・(鏝)輸入品で代替、外国製を使用しているが使いにくい ・(砥石)産地から直接購入を考えている、買いだめしている ・(稲藁)田舎を車で走るときに、はで干し農家を探している。また知人へ問い合わせしている
2	対策等はとれていない	52.9%	27	木炭、砥石、鋼、鏝、正絹柄糸、鹿草、朴材、稲藁、吉野紙	—
	計	100.0%	51	—	—

〔問題〕 古物営業法第24条の規定により古物営業の許可を取り消しされていた場合、何年経過すれば再度申請できるか。次の中から正しいものを選びなさい。

①3年 ②5年 正解 ②

※法第4条第1項第6号の規定(法第24条による許可の取消し)による欠格事由となり、古物商の許可が取り消された場合の再度の申請は、設問のとおりである。一方、許可の取消しには、法第6条の規定による営業の休止や簡易取消し等による取消しもあり、この取消しは欠格事由とはならないため、許可の取消し直後から再度の申請ができる。

〔問題〕 古物商が古物を買収受けするとき、相手方の住所・氏名などを確認しなければならないが、次の中で確認する必要のないものはどれか。

①年齢 ②本籍地 正解 ②

〔問題〕 帳簿(古物台帳)等に記載する必要のあるものは何か。次の中から正しいものを選びなさい。

①取引の場所 ②古物の特徴 正解 ②

〔問題〕 古物営業の許可が必要なのは、どういう営業を行う場合か。次の中から正しいものを選びなさい。

①古物を売買し、交換し、または委託を受けて売買し、交換する営業  
②古物の買受け買取を行わないで、古物の販売のみを行う営業 正解 ①

〔問題〕 古物営業法では、未成年者でも場合によってはなることができる許可を受けられるものがある。許可を受けられないのはどれか。次の中から正しいものを選びなさい。

①管理者 ②古物営業 正解 ②

※管理者は許可を受ける性質のものではないため、表現を検討

〔問題〕 古物台帳帳簿等は最終の記載等から何年間保管しなければならないか。次の中から正しいものを選びなさい。

①3年間 ②5年間 正解 ①

〔問題〕 古物の取引を行う際、「営業所又はまたは相手方の住所若しくはまたは居所」以外の場所(仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所をその場所を管轄する公安委員会に届け出たときを除く。)では買受け買取の契約を締結することはできるか。次の中から正しいものを選びなさい。

①できる ②できない 正解 ②

〔問題〕 取引相手の住所又はまたは居所で古物の売買を行うには、「行商」の届け出が必要か。次の中から正しいものを選びなさい。

①必要である ②必要でない 正解 ①

〔問題〕 古物商がホームページを利用して競り売りを行う場合は、売却する古物を取り扱う営業所の所在地の管轄所轄警察署長を経由しては競り売りの日から何日前までに届け出なければいけないか。次の中から正しいものを選びなさい。

①5日 ②3日 正解 ②

〔問題〕 品触れを受け取ったときは、受け取った日付を記載し、どれだけの期間保管しなければならないか。次の中から正しいものを選びなさい。

①6カ月 ②1年間 正解 ①

〔問題〕 古物商の許可を受けている者がで一定期間以上営業していない場合は、古物許可証が取り消され、許可証を返納しなければならない場合もあるが、一定期間とはどのくらいの期間か。次の中から正しいものを選びなさい。

①6カ月 ②12カ月 正解 ①

〔問題〕 古物商がホームページを利用して古物の取引をしようとする場合は、該当ホームページのURLをどこに届け出なければならないか。次の中から正しいものを選びなさい。

①都道府県警察本部 ②都道府県公安委員会 正解 ②

※警察庁よりも、都道府県警察本部の方がいいのでは。

〔問題〕 古物取引を行うホームページには、氏名、名称のほか、取り扱う古物とともに表示しなければならないものは何か。次の中から正しいものを選びなさい。

①許可をした都道府県公安委員会の名称と許可証番号  
②代表者の身分証明書 正解 ①

〔問題〕 非対面取引の相手方の真偽の確認方法事案として適切なものはどれか。次の中から正しいものを選びなさい。

①古物の買受け取相手から印鑑登録証明書と登録された印鑑の押された申込書(住所、氏名、

年齢、職業記載)を古物と一緒に送ってもらうこと。

②古物の買受け取相手から免許証のコピーと古物を一緒に送ってもらうこと。 正解 ①

〔問題〕 非対面取引の相手方の真偽の確認方法事案としてどちらが適切なものは何か。次の中から正しいものを選びなさい。

①古物の買受け取相手からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、その相手方に対し、本人限定受取郵便物により番号等を付した梱包キット等を送付し、それで古物を送ってもらうこと。  
②古物の代金を現金書留で支払うこと。 正解 ①

※設問①では、本人限定受取郵便の送達を確認しなければならないが、番号等を付した梱包キット等が古物と共に返送されることで、送達を確認できるというのであれば、正解となる。

〔問題〕 非対面取引の相手方の真偽の確認方法事案として適切なことは何か。次の中から正しいものを選びなさい。

①古物の買受け取相手からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、古物の買取相手から住民票の写しと古物の送付を受け、現金書留で支払うこと。  
②古物の買受け取相手からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、古物の買取相手から住民票の写しと古物の送付を受け、その名義の住民票の写しに記載された者の氏名を名義人とする預貯金口座に代金を振り込むことを約すること。 正解 ②

〔問題〕 同一世帯のでも2人以上の者が、それぞれ古物商営業許可証を取得できる。○か×か。 正解 ○

※許可は「個人単位」「法人単位」での許可となる。設問の場合のように、複数の古物商が同一の建物内で営業する場合は、管理者、帳簿、標識等の義務等について、それぞれが法を履行する必要がある。

〔問題〕 古物商許可証の取得は自宅あるいは別住所の営業所のどちらでも、所轄の公安委員会で申請できる。○か×か。 正解 ×

※「法第2条第2項第1号(古物商)を営もうとする者は、営業所(営業所のない者は住所又は居所)が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。」とされているため、営業所がある場合には、営業所の所在地を管轄する公安委員会(所轄警察署長)が申請先となる。

〔問題〕 出張展示会(仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所をその場所を管轄する公安委員会に届け出たときを除く。)でも、下取りは単なる買受け夫行為とは異なり、売りと買受け夫の同時実行となり相手先の住所等が確認できるので、してもよい。○か×か。 正解 ×

※出張展示会という表現が、この設問に妥当か否かは検討が必要

〔問題〕 古物営業法上、古物刀剣は20歳未満の者からは買い受け取ることができない。○か×か。 正解 ×

※未成年者から古物を買取取ることの是非は、法に規定されていないが、都道府県条例で規定されている場合がある(全ての都道府県条例に規定されているかは要確認)。  
※条例で規定されていたとしても、原則禁止ではあるが、条件付で認められる場合がある。

〔問題〕 買い取ってほしいと古物刀を宅配便で送ってきたが、指定された振込口座の名義が送付者と同一なので、買い取りに応じて送金した。○か×か。 正解 ×

〔問題〕 年配者が店に古物刀を売りにきたが、運転免許証もパスポートも持っていなかったため、健康保険証で本夫相手方の真偽の確認を済ませた。○か×か。 正解 ○

※国民健康保険被保険者証による相手方の真偽の確認は認められているが、当該身分証明書等で住所、氏名、職業、年齢を確認できない場合は、確認できる他の方法を追加することによって、相手方の真偽の確認を行う必要がある。

〔問題〕 古物台帳帳簿は防犯協会から支給されたものでなく、パソコンで自分流の書式のものを作った。○か×か。 正解 ○

※法令に規定された記載事項を満たし、取引ご

とに記載、編さんしていれば、防犯協会でも支給されたものでも支障はない。

〔問題〕 出張先のホテルなどでも、古物商からなら買受け夫夫社してもかまわない。○か×か。 正解 ○

〔問題〕 警察署から送られてくる品触れに係る書面は、到着到達の日から6カ月間保存しなければならない。○か×か。 正解 ○

〔問題〕 古物取引の記録は、最終の記録記載日から3年間保存しなければならない。○か×か。 正解 ○

〔問題〕 対面での古物の買受け買取の際、相手から運転免許証の提示を受けて相手方の真偽の確認をした。そのほかの相手方の真偽の確認方法で正しい方法を必要なものを次の中から選びなさい。

①住所・氏名・職業・年齢を古物商や従業員の面前に記載した署名文書の交付を受ける  
②住所・氏名・職業・年齢をあらかじめ記入した用紙を受け取る 正解 ①

〔問題〕 ( )の中から正しいものを選びなさい。盗品と知りながら買受け等を行えば、盗品等有償譲受罪(刑法第256条)として(①10年 ②5年)以下の懲役及び50万円以下以内の罰金に処せられる。 正解 ①

〔問題〕 古物の買受け買取に関する内容で正しいものを、次の中から選びなさい。

①自己が売却した物品を当該売却の相手から買い戻す場合でも、相手確認と必要事項の記載は必要である  
②自己が売却した物品を当該売却の相手から買い戻す場合は、相手確認と必要事項の記載は必要でない 正解 ②

〔問題〕 古物の買受け買取場所(仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所をその場所を管轄する公安委員会に届け出たときを除く。)として正しいものを、次の中から選びなさい。

①相手方の住所、居所 ②展示即売会場 正解 ①

〔問題〕 古物商が従業員に行商を行わせる際に必要なものは何ですか。次の中から選びなさい。

①行商従業者証 ②古物商自身の許可証のコピー 正解 ①

〔問題〕 「品触れ」を受け取ったときは、その「品触れ」に係る書面の到達日付を記載し、どれだけの期間保存しなければいけないか。次の中から正しいものを選びなさい。

①1年間 ②6カ月間 正解 ②

〔問題〕 非対面取引における本夫相手方の真偽の確認の方法として正しいものを、次の中から選びなさい。

①品物と一緒に、押印した申込書、押印した印の印鑑証明書を送付してもらい、代金を本人口座に振り込む。  
②品物と一緒に運転免許証のコピーを送付してもらい、代金を本人口座に振り込む。 正解 ①

※非対面取引の相手方の真偽の確認方法の情報不足しており、回答困難

〔問題〕 古物商が一般の人から入手した古物が盗品又はまたは遺失物であって、た場合、当該古物を公の市場又は同種の者を取り扱う業者から善意で譲り受けた場合を除き、被害者又遺失者は無償で当該古物の返還を請求できる。その期間で正しいものを、次の中から選びなさい。

①2年間 ②3年間 正解 ①

**ただいま修業中** 石川正雄(鞘師)

若いころから刀には興味があり、いずれは一本欲しいと思っていました。刀職を志すきっかけは、脇指の拵を手に入れたことから。それを眺めながら、自分でも柄が巻けたり、鞘が作れたらいいな、と。

友人から日本美術刀剣保存協会の研修会を教えてもらい、柄巻の研修会に参加しました。コンクールにも数回出品し、入選しました。

さらに鞘の勉強をしたいと思い、県内の鞘師の先生の元へ通いながら修業し、日本刀文化振興協会の研修会には初回から参加しています。

前職は群馬県警察官です。刀が良く見える鞘が作りたいと、第二の人生を日々精進中です。

連絡先 0276-310061 群馬県太田市鳥上山一三四五-1 0276-3715088

「刀剣評価鑑定士」認定試験問題の監修結果③

既報の通り、「刀剣評価鑑定士」認定試験問題については、該当する事項を警察庁の担当部署にて監修願えないか依頼し、承諾を頂いていたが、このほど作業を終えて回答を得た。そこで、「警察庁における修正意見」を加えた試験問題例を紹介する(二重線、太字は修正箇所)。

■古物営業法などに関する問題

〔問題〕「品触れ」の説明で正しいのは、次のいずれか。

①窃盗事件などの被害品の特徴などを示した警察署本部長等から発行される手配書

②骨董市に出品される商品の目録 正解 ①

〔問題〕「行商」の届出がされていても、営業の制限違反となるのは次のいずれか(仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所をその場所を管轄する公安委員会に届け出たときを除く。)

①届け出ている営業所本拠地以外の展示即売会場において、「無料査定」を行うこと

②届け出ている営業所本拠地以外の展示即売会場において、「出張買取」を行うこと 正解 ②

〔問題〕法人の古物営業についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①法人の役員の中に「個人許可」を取得している人がいて、その許可をもって法人としての業務を行った。

②「法人許可」古物許可でその従業員が営業を行った。 正解 ②

〔問題〕古物営業の許可が取り消される理由についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①許可を受けてから3カ月以内に営業を開始せず、又は引き続き3カ月以上営業を休止し、現に古物営業を営んでいないこと。

②許可を受けてから6カ月以内に営業を開始せず、又は引き続き6カ月以上営業を休止し、現に古物営業を営んでいないこと。 正解 ②

〔問題〕古物営業をする上でのいわゆる古物商の防犯三大義務とは、次の3項目である。○か×か。「取引相手の確認義務」「不正品の申告義務」「帳簿等への記載等及びその保存義務」

正解 ○

※古物営業法で古物商・古物市場主に課している様々な義務のうち、「取引相手の確認義務」「不正品の申告義務」「帳簿等への記載等及びその保存義務」の義務を「古物商の防犯三大義務」として、過去に通達で示している。

〔問題〕古物営業上、相手方の真偽の確認と帳簿等への記載等の記録の義務についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①対価の総額が1万円未満の買取りをする場合は、原則として相手方の真偽の確認義務と帳簿等への記載等の義務記録は免除される。

②対価の総額が買取りが1万円未満の場合でも、全ての取引で相手方の相手方の真偽の確認義務と帳簿等への記載等が必要である。 正解 ①

〔問題〕古物営業上、帳簿等への記載等の記録の義務についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①買入れ買受け及びおまぎ売却の電磁的方法による記録は、最終記録日から7年間、営業所において直ちに書面上に表示できるようにして営業所を保存しておくなければならない。

②買入れ買受け及びおまぎ売却の電磁的方法による記録は、最終記録日から3年間、営業所において直ちに書面上に表示できるようにして営業所を保存しなければならない。 正解 ②

〔問題〕古物営業の規制についての説明で正しいのは、次のうちどれか(仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所をその場所を管轄する公安委員会に届け出たときを除く。)

①古物商は営業所又はまたは取引の相手方の住所若しくはまたは居所以外の場所で、古物を買受け等のため、古物を受け取ることはできない。

②古物商は営業所又はまたは取引の相手方の住所若しくはまたは居所以外の場所で、古物を買受け等のため、古物を受け取ることができる。 正解 ①

〔問題〕管理者の選任設置義務についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①同一の都道府県内では、古物商の代表者は複

数の営業所の管理者になれる。

②同一の都道府県内であっても、原則として古物商の代表者は複数の営業所の管理者にならない 正解 ②

※実質的に営業所を管理することが可能である場合には、複数の営業所の管理者を兼任できる場合がある。

例「複数の営業所の所在地が近接している場合」「休日しか営業しない営業所と平日しか営業しない営業所の場合」など

〔問題〕競り売りについての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①古物商が古物市場以外の場所でオークションを行おうとするときは、実施日の7日前までにその場所の所轄警察署長を経由して日時・場所を届け出なければならない。

②古物商が古物市場以外の場所でオークションを行おうとするときは、実施日の3日前までにその場所の所轄警察署長を経由して日時・場所を届け出なければならない。 正解 ②

〔問題〕不正品の申告義務についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①買受け等しようとする場合において、その古物について不正品の疑いがあると認めるときは、3日以内に警察官にその旨を申告しなければならない。

②買受け等しようとする買取りをする場合において、その古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに警察官にその旨を申告しなければならない。 正解 ②

〔問題〕古物営業法の相手方の真偽の確認と帳簿等への記載等の記録義務についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①個々の古物の価格が1万円未満でも、対価の総額が1万円以上の場合には相手方の真偽の確認と帳簿等への記載等の記録義務は免除されない。

②個々の古物の価格が1万円未満であれば、対価の総額が1万円以上の場合でも相手方の真偽の確認と帳簿等への記載等の記録義務は免除される。 正解 ①

〔問題〕古物営業の規制についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①個人で許可を受けて古物営業していたが、事業の拡大等によって法人として古物営業しようとする営業となったときには、新たに法人の許可を受けなければならない。

②個人で許可を受けて古物営業していたが、事業の拡大等によって法人として古物営業しようとする営業となったときも、そのまま個人の許可で営業してもよい。 正解 ①

〔問題〕古物の行商についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①行商の届け出をすれば、営業所以外の場所での(全国どこでも)販売ができる。

②行商の届け出をしなくとも、古物商許可証を携帯すれば、営業所以外での(全国どこでも)販売ができる。 正解 ①

〔問題〕古物の行商(仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所をその場所を管轄する公安委員会に届け出たときを除く。 )についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①行商の届け出をしても、営業所又はおまぎ取引の相手方の住所若しくはまたは居所以外の場所で古物商以外の者からの買受け等により古物を受け取ることはできない。

②行商の届け出をすれば、営業所又はおまぎ取引の相手方の住所若しくはまたは居所以外の場所での(全国どこでも)古物商以外の者からの買受け等により古物を受け取ることができる。 正解 ①

〔問題〕品触れについての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①品触れを受け取ったならばその品触書に到達日付を記載し、その日から1年間これを保存しなければならない。

②品触れを受け取ったならばその品触書に到達日付を記載し、その日から6カ月これを保存しなければならない。 正解 ②

〔問題〕古物商がホームページを利用してする古物取引する場合についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①ホームページで古物売るだけの営業なら、公安委員会へURLの届け出をしなくてもよい。

②ホームページで古物売るだけの営業でも、公安委員会へURLの届け出をしなければならない。 正解 ②

〔問題〕ホームページを利用する古物の取引についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①古物取引を行うホームページには、「氏名又はまたは名称」「許可をした警察署の名称」「許可証の番号」をその取り扱う古物に関する事項と共に表示しなければならない。

②古物取引を行うホームページには、「氏名又はまたは名称」「許可をした公安委員会の名称」「許可証の番号」をその取り扱う古物に関する事項と共に表示しなければならない。 正解 ②

※「その取り扱う古物に関する事項と共に」表示しなければならないため、取り扱う古物を掲載している個々のページに表示するのを原則としている。

〔問題〕古物営業についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①原則として、古銭は古物扱いになる。

②原則として、古銭は古物扱いにならない。 正解 ②

※設問の表現を検討する必要がある。「古物」には、現在そのもの本来の用途以外に使用することが常態となったものを含まないため、現在流通していない古銭については古物に該当しない。ただし、当該古銭が希少かつ鑑賞的価値を有し、歴史的な美術品と客観的に判断される場合等においては、古物に該当し得る場合もある。

〔問題〕古物商が、古物商以外の者から買受け等ができる場所(仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所をその場所を管轄する公安委員会に届け出たときを除く。)は、「届出をしている営業所」と、ほかにはどこか。次の中から正しいものを選びなさい。

①相手方の住所、居所 ②相手方が勤める会社 正解 ①

〔問題〕品触れを受け取ったときは、その品触書に到達着の日付を記載し、その日からどれほどの期間、保存しなければならないか。次の中から正しいものを選びなさい。

①3カ月間 ②6カ月間 正解 ②

〔問題〕非対面取引の相手方の真偽の本確認方法で適切なのは、次のうちどれか。

①相手から電子署名を行ったメールの送信を受ける。

②相手に簡易書留を送付して、その到達を確認する。 正解 ①

※情報が不足しており、答①②共に誤りである。

〔問題〕帳簿(古物台帳)等の備え付け期間は、最終の記載等を記録した日から何年間か。次の中から正しいものを選びなさい。

①3年間 ②5年間 正解 ①

〔問題〕古物営業法の古物商の営業の制限に違反している行為は、次のどれですか。

①フリーマーケットへ行き、古物商でない者から仕入れのための古物を購入した。

②古物商の仲間とレストランで食事をした後、レストランの駐車場で古物の受け取りをした。 正解 ①

〔問題〕品触れの有効期限保存期間は、当該品触れに係る書面を受け取った日から何カ月か。次の中から正しいものを選びなさい。

①6カ月 ②12カ月 正解 ①

〔問題〕古物営業で都道府県公安委員会による「営業の停止命令」の対象となる行為は何か、次の中から正しいものを選びなさい。

①代理人等が営業取引制限に違反した。

②古物商が不正品に関する申告をしなかった。 正解 ②

処分基準は、各都道府県公安委員会で定めるため、確認が必要である。

〔問題〕競売以外の公の市場等から入手した古物が盗難品であった場合、盗難の被害者は、古物商に無償で返還することを要求することができるが、は被害者に返還義務があるが、返還その期間は盗難または遺失の日から何年以内か。次の中から正しいものを選びなさい。

①1年 ②3年 正解 ①

## 催事情報

### 刀剣博物館

〒130-0015 墨田区横網1-12-9 ☎03-6284-1000  
https://www.touken.or.jp/museum/

### 現代刀職展—作刀の部・刀身彫の部・彫金の部

公益財団法人日本美術刀剣保存協会では、作刀、彫金および刀身彫等の現代作家の技術の向上を図るとともに、現代技術の優秀さを認識してもらうことにより、刀剣への関心を高めることを目的として、昭和30年より毎年開催している。審査の上で入選者を決定し、中でも優れたものについては正宗賞・高松宮記念賞をはじめとした特賞・優秀賞・努力賞を授与し表彰している。本年度の受賞者は別表の通り。入賞以上の作品は刀剣博物館にて展示される。  
会期：9月5日(土)～10月18日(日)

賞	作刀の部		彫金の部	刀身彫の部
	太刀・刀・脇指・薙刀・槍	短刀・剣		
高松宮記念賞	北川 哲士			
薫山賞	高橋 祐哉		川島 義之	柳村 将之
寒山賞	加藤 政也			
会長賞	月山 一郎			
優秀賞	宮城 朋幸	安藤 祐介	福興 裕毅	
	森國 利文		桑野 冬照	
	富岡慶一郎			
努力賞	新保 基治	上畠 誠	長内 勝義	片山 恒
	木村 光宏	松川 隆	片山 恒	入江 万里
	曾根 寛	伊藤 重光	石井 瑛湖	
	金田 達吉	羽岡 慎仁	ブローデリック・ジェフ	
	山下 浩郎	石田 智久	柳川 清次	
	藤田 宗久	岡本 克博	佐藤奈々美	
	小宮早陽光		高橋 正樹	
	安藤 祐介		伊藤 桂子	
入選	吉田 政也	森 光秀	武田 守夫	
	宮下 輝	吉田 政也	坂井 淳	
	小澤 茂範	高羽 弘	大川 千光	
	渡辺 徹	藤村 恵當	恩田 秀人	
	佐々木直彦		山口 石根	
	小宮 治氣		佐々木恒介	
	湯川 夜叉		岡村明日香	
	江澤 利宗		太佐 誠治	
	澤井 美保			
	古山 直樹			

### 備前長船刀剣博物館

〒701-4271 岡山県瀬戸内市長船町長船966 ☎0869-66-7767  
http://www.city.setouchi.lg.jp/token/

### 特別陳列 国宝「太刀 無銘一文字(山鳥毛)」

平成30年11月に瀬戸内市が開始した国宝「太刀 無銘一文字(山鳥毛)」を購入するための「山鳥毛里帰りプロジェクト」が1月26日をもって、必要経費を除く寄付金が目標額である5億1,309万円(山鳥毛購入費5億円+施設整備費1,309万円)を達成した。日本全国、さらには海外も含め延べ1万7,000名を超える支援者から計8億8,000万円を超える寄付が寄せられたことで、優れた日本刀の持つ底力を広く知らしめたものである。武久頭也市長は「できるだけ早くお披露目したい」としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で時期を遅らせざるを得ず、この度、感染防止対策や「3密」回避のための入館予約システム導入が導入され、ついにお披露目が決定した。  
会期：9月10日(土)～10月4日(日)

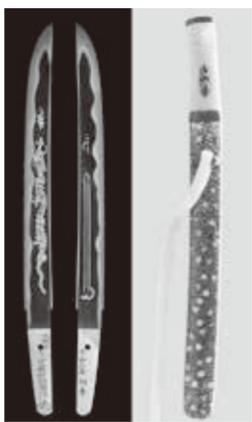


### 日本橋高島屋S.C.

〒103-8265 中央区日本橋2-4-1 ☎03-3211-4111  
https://www.takashimaya.co.jp/nihombashi/index.html

### 百鍊精鐵—刀匠月山貞利展

本年5月に開催予定であったが延期となっていた「百鍊精鐵—刀匠月山貞利展」がいよいよ開催される。3年に一度と恒例の個展は、30年にわたって続いている。円熟味を増した伝統の綾杉肌と迫力ある龍彫りを施した最新作約30点が、同時に後継者月山貞伸刀匠の作品数点と併せて展示販売される。  
通常開催時間は10時30分～19時30分であるが、昨今の状況に鑑み、事前に確認してお出かけいただきたい。  
会期：10月28日(水)～11月3日(火・祝)



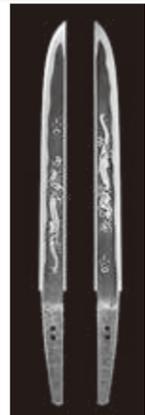
会場によって休館日が異なります。事前に確認の上、お出かけください。

### 大阪歴史博物館

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-32 ☎06-6946-5728  
http://www.mus-his.city.osaka.jp/index.html

### 特別展「埋忠<UMETADA> 桃山刀剣界の雄」

埋忠とは、桃山時代から江戸時代にかけて活躍した一門の名前です。中でも刀剣・刀身彫刻・鐔に長じた埋忠明寿の作品は、刀剣界で高く評価されてきました。  
しかし、埋忠一門は刀剣や鐔の制作だけにとどまらず、古い名刀の仕立て直しや金象嵌銘の嵌入作業、あるいは金具(鍔<はばき>)の制作や名刀の記録作業など、名刀をめぐる幅広い彫金加工にも従事していました。これらの作業は、明寿を含む埋忠工房全体で行われていたと考えられます。  
今回の展覧会では、従来から高く評価されている埋忠一門の刀剣・刀装具を紹介すると同時に、埋忠一門が手がけた仕立て直しや金具制作、名刀の記録といった「それ以外」の活動に着目し、当時の時代背景からその実像を探るものです。桃山時代の京都で新しくみずみずしい造形を刀剣・刀装具にもたらした、埋忠一門の多彩な活動を振り返ることで、それらが現在に残した影響の大きさをあらためて評価します。  
会期：10月31日(土)～12月14日(月)



### 三井記念美術館

東京都中央区日本橋室町2-1-1 三井本館7階 ☎050-5541-8600  
http://www.mitsui-museum.jp/gaiyou/gaiyou.html

### 国宝の名刀「日向正宗」と武将の美

刀剣がキャラクター化され、女性に大人気の時代。当館の所蔵品では国宝の短刀「日向正宗(ひゅうがまさむね)」がキャラクターになっています。今回の展覧会は、これにあやかり国宝「日向正宗」ならびに重文の刀「加藤国広(かとうくにひろ)」など館蔵の名刀を中心に、刀装具や甲冑、武将の画像や大家伝来の茶道具や雑道具などを展示いたします。江戸時代は豪商であった三井家ですが、大名や武家との交流も密にあり、意外に多くの美術品が伝わっています。  
会期：11月21日(土)～1月27日(水)

### 坂城町鉄の展示館

〒389-0601 長野県埴科郡坂城町坂城6313-2 ☎0268-82-1128  
https://www.tetsu-museum.info/

### お守り刀特別展～願いを込めて

お守り刀は古来、作刀・研磨・木工芸・金工・漆芸・染織と、日本伝統工芸の粋を集めて製作されてきました。このお守り刀の魅力を広く発信するため、「お守り刀展覧会」が開催され、今年は15回目の節目の年になる予定でした。しかしながら、100年に一度と言われる未知の感染症に世界が襲われ、4月には日本でも緊急事態宣言が発令され、すべての社会活動が中止に追い込まれました。当初お守り刀展覧会の中止も検討されましたが、逆にこのような時だからこそ、「魔を除け邪を祓う」祈りが込められたお守り刀の力で、世の中の平穏を願うべきではないかと考え、形を変えて開催することといたしました。  
今回は、優れたお守り刀を集結し、日本だけでなく世界の禍を断ち切りたいという願いを込めて、対象を広げ、過去に製作され、各展覧会に出品されたお守り刀も募集対象とする特別展として、開催するものであります。会場に足を運んで下さる方々の健やかな人生を願う展覧会となることを期するものであります。  
会期：9月12日(土)～11月23日(月)



### 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

〒504-0924 岐阜県各務原市下切町5-1 ☎058-386-8500  
http://www.sorahaku.net/

### 天鉄刀

人類が製鉄技術を持っていなかった時代、鉄器は地球上の鉄鉱石ではなく、鉄隕石(鉄分が多い隕石)を原料に製作されたと考えられてきました。  
そこで、この製造工程や条件などの検証を行うため、空宙博の松井孝典館長(千葉工業大学学長)が、関市の藤原兼房刀匠との協働により、鉄隕石から刀(天鉄刀)を3振製作しました。このうち、2振を空宙博の新たな常設展示物として追加し、7月11日(土)から製造工程や分析結果とともに紹介により行っています。



日本刀の  
名品・名刀を販売  
店主 小暮 昇一

〒529-1131 滋賀県愛知郡愛荘町掛旗1-15  
TEL 090-739-1642  
TEL 090-739-1643  
TEL 090-739-1644  
TEL 090-739-1645  
TEL 090-739-1646  
TEL 090-739-1647  
TEL 090-739-1648  
TEL 090-739-1649  
TEL 090-739-1650  
TEL 090-739-1651  
TEL 090-739-1652  
TEL 090-739-1653  
TEL 090-739-1654  
TEL 090-739-1655  
TEL 090-739-1656  
TEL 090-739-1657  
TEL 090-739-1658  
TEL 090-739-1659  
TEL 090-739-1660

http://www.goushuy-a-nihontou.com

アオバ企画(株)  
高橋 一

〒130-0012 墨田区大平四-1-12  
TEL 03-3611-1111  
TEL 03-3611-1112  
TEL 03-3611-1113  
TEL 03-3611-1114  
TEL 03-3611-1115  
TEL 03-3611-1116  
TEL 03-3611-1117  
TEL 03-3611-1118  
TEL 03-3611-1119  
TEL 03-3611-1120  
TEL 03-3611-1121  
TEL 03-3611-1122  
TEL 03-3611-1123  
TEL 03-3611-1124  
TEL 03-3611-1125  
TEL 03-3611-1126  
TEL 03-3611-1127  
TEL 03-3611-1128  
TEL 03-3611-1129  
TEL 03-3611-1130

メール aobakk@pj8-sonet.ne.jp

刀剣・小道具・甲冑武具  
目白 飯田高遠堂  
代表取締役 飯田慶雄

〒161-0033 東京都新宿区下落合3-17-33  
TEL 03-3951-3312  
FAX 03-3951-3615  
http://www.iidakoendo.com

日本刀・刀装具  
販売・買取  
美術刀剣松本  
松本 富夫・松本 義行  
TEL.04-7122-1122  
千葉県野田市清水199-1 刀剣松本 検索

美術日本刀・鐔・小道具・甲冑  
日本の伝統文化を彩る  
JAPAN SWORD CO., LTD.  
(株) 日本刀剣  
伊波賢一 Ken-ichi Inami  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-1  
TEL 03-3434-4321  
FAX 03-3434-4324